

平成 18 年 6 月 6 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 音 通
代 表 者 名 代表取締役社長 岡 村 邦 彦
(コード番号 7647 大証第二部)
所 在 地 大阪府高槻市栄町一丁目 23 番 1 号
問 合 せ 先 代表取締役副社長 仲 川 進
(T E L 0 7 2 - 6 9 6 - 9 1 0 0)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 20 日開催の取締役会において、下記のとおり「定款一部変更の件」を、平成 18 年 6 月 29 日開催の第 26 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたのでお知らせします。

記

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業展開に備えるため、目的の一部を変更するものであります。
- (2) 「会社法」(平成 17 年法律第 86 条) 及び「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号) が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、定款に一定の定めがあるものとみなされる規程の新設・変更のほか、定款全般について、会社法に対応した用語並びに引用条文の変更などの所要の変更を行うものであります。
- (3) 前記条文の新設、変更に伴い必要な条数の調整を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則 (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)レコード、ミュージックテープ、	第 1 章 総則 (目 的) 第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 (1)レコード、ミュージックテープ、

<p>カセットテープ、電気製品の販売</p> <p>(2) カラオケ機及びゲーム機の販売及びリース</p> <p>(3) 貸レコード店の経営</p> <p>(4) 貸レコードチェーン店の本部の経営</p> <p>(5) CD(コンパクトディスク)ソフト、ビデオソフト、テレビゲームソフト、カラオケソフトの販売</p> <p>(6) CD(コンパクトディスク)ソフト、ビデオソフト、テレビゲームソフト、カラオケソフト販売チェーン店の本部の経営</p> <p>(7) 不動産の<u>賃貸借並びに管理業務</u></p> <p>(8) 情報通信システムによる情報サービス及び情報提供サービス</p> <p>(9) コンピュータ機器の販売及び賃貸借並びにソフトウェアの制作売買</p> <p>(10) 前記(1)、(2)、(5)に掲げる中古商品の販売</p> <p>(11) 前記(1)、(2)、(5)に掲げる商品及び中古商品の情報通信システムによる販売</p> <p>(12) 飲食店の経営</p> <p>(13) 家庭用電気製品の販売</p> <p>(14) 酒類、たばこ及び日用雑貨の販売</p> <p>(15) スーパーマーケットの経営</p> <p>(16) フランチャイズチェーンシステ</p>	<p>カセットテープ、電気製品の販売</p> <p>(2) カラオケ機及びゲーム機の販売及びリース</p> <p>(3) 貸レコード店の経営</p> <p>(4) 貸レコードチェーン店の本部の経営</p> <p>(5) CD(コンパクトディスク)ソフト、ビデオソフト、テレビゲームソフト、カラオケソフトの販売</p> <p>(6) CD(コンパクトディスク)ソフト、ビデオソフト、テレビゲームソフト、カラオケソフト販売チェーン店の本部の経営</p> <p>(7) 不動産の<u>売買・交換・貸借及びその仲介並びに所有・管理及び利用</u></p> <p>(8) 情報通信システムによる情報サービス及び情報提供サービス</p> <p>(9) コンピュータ機器の販売及び賃貸借並びにソフトウェアの制作売買</p> <p>(10) 前記(1)、(2)、(5)に掲げる中古商品の販売</p> <p>(11) 前記(1)、(2)、(5)に掲げる商品及び中古商品の情報通信システムによる販売</p> <p>(12) 飲食店の経営</p> <p>(13) 家庭用電気製品の販売</p> <p>(14) 酒類、たばこ及び日用雑貨の販売</p> <p>(15) スーパーマーケットの経営</p> <p>(16) フランチャイズチェーンシステ</p>
---	---

ムによるスーパーマーケットの経営

- (17) カラオケボックスの経営
- (18) 遊戯場の経営
- (19) 損害保険代理業
- (20) 経営コンサルティング業
- (21) 経理業務、計算業務の請負及び代行
- (22) その他前各号に附帯する一切の業務

(新設)

(公告の方法)

第4条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行する株式の総数)

第5条 当会社の発行する株式の総数は、355,000,000株とする。

(新設)

(自己株式の取得)

第6条 当会社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受ける

ムによるスーパーマーケットの経営

- (17) カラオケボックスの経営
- (18) 遊戯場の経営
- (19) 損害保険代理業
- (20) 経営コンサルティング業
- (21) 経理業務、計算業務の請負及び代行
- (22) その他前各号に附帯する一切の業務

(機関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役会のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、355,000,000株とする。

(株券の発行)

第7条 当会社は、株式に係る株券を発行する。

(自己の株式の取得)

第8条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引により自己の株式を

<p>ことができる。</p> <p>(<u>1単元の株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第7条 当社の<u>1単元の株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>1単元に満たない株式数を表示した株券を発行しない。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(<u>名義書換代理人</u>)</p> <p>第8条 当社は、<u>株式につき名義書換代理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>名義書換代理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>3 当社の<u>株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿</u>は、<u>名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱、株券喪失登録の手続き</u></p>	<p><u>取得することができる。</u></p> <p>(<u>単元株式数及び単元未満株券の不発行</u>)</p> <p>第9条 当社の<u>単元株式数</u>は、1,000株とする。</p> <p>2 当社は、<u>第7条の規定にかかわらず、単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式事務取扱規程に定めるところについてはこの限りではない。</u></p> <p>(<u>単元未満株式についての権利</u>)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)はその有する<u>単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(<u>株主名簿管理人</u>)</p> <p>第11条 当社は、<u>株主名簿管理人</u>を置く。</p> <p>2 <u>株主名簿管理人及びその事務取扱場所</u>は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>3 当社の<u>株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>、<u>新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成ならびに備え置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主</u></p>
--	--

等株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第9条 当会社の株券の種類及び株式の名義書換、実質株主通知の受理、単元未満株式の買取請求の取扱その他株式に関する手続及び手数料については、取締役会の定める株式事務取扱規程に定める。

(基準日)

第10条 当会社は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主名簿に記載又は記録された実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とみなす。

2. 前項のほか、必要があるときは、予め予告して臨時に基準日を定めることができる。

第3章 株主総会

(株主総会の招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(新設)

(議長)

第12条 株主総会の議長は、社長がこれに

名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。

(株式取扱規程)

第12条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式事務取扱規程に定める。

(削除)

第3章 株主総会

(招集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、取締役社長がこれを

当たる。社長に事故あるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

(新設)

(決議の方法)

第13条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 商法第343条第1項の規定による株主総会の決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(議決権の代理行使)

第14条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。この場合、株主又は代理人は代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

(新設)

招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第16条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社

<p>(議事録)</p> <p><u>第15条 株主総会の議事については、その経過の要領及び結果を議事録に記載し又は記録し、議長並びに出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名を行う。</u></p> <p>第4章 取締役及び取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第16条 当会社に取締役は10名以内を置く。</p> <p>(選任)</p> <p>第17条 <u>当社の取締役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。</u></p> <p>(新設)</p> <p><u>2. 当社の取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第18条 取締役の任期は、就任後2年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 補欠又は増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の残任期間とする。</p> <p>(取締役会)</p> <p>第19条 取締役会は、取締役社長が招集し</p>	<p><u>に提出しなければならない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 (現行どおり)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. <u>取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3. <u>取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第21条 取締役の任期は、<u>選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集権者および議長)</p> <p>第22条 取締役会は、<u>法令に別段の定めがあ</u></p>
---	--

その議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会において予め定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。

2. 取締役会招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。

3. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。

(代表取締役及び役付取締役)

第20条 取締役会の決議により、取締役の中から、社長1名を、必要に応じて副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を選任する。

2. 社長は、当会社を代表する。

3. 社長のほか、取締役会の決議により、当会社を代表する取締役を定めることができる。

(取締役会の招集権者及び議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(新設)

(新設)

る場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役がこれにあたる。

(削除)

(代表取締役及び役付取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。

(削除)

(取締役会の招集通知)

第24条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第26条 取締役会に関する事項は、法令また

(報酬及び退職慰労金)

第22条 取締役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(新設)

第5章 監査役

(員数)

第23条 当会社に監査役3名以内を置く。

(選任)

第24条 当会社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

(任期)

第25条 監査役の任期は、就任後4年以内の

は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第28条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役及び監査役会

(員数)

第29条 当会社に監査役4名以内を置く。

(選任方法)

第30条 監査役は、株主総会において選任する。

2. 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に

最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

(常任監査役)

第26条 監査役はその互選により常任監査役若干名を定める。

(新設)

(新設)

(報酬)

第27条 監査役の報酬及び退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。

(新設)

終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

(常勤の監査役)

第32条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

第33条 監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。

2. 前項の規定は監査役全員の同意がある場合に招集手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第36条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間

<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>第6章 計 算</p> <p>(営業年度)</p> <p>第28条 当社の営業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とし、<u>営業年度末日を決算期とする。</u></p> <p>(利益配当金)</p> <p>第29条 <u>利益配当は、毎決算期現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に支払う。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第30条 <u>取締役会の決議により、毎年9月30日現在の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当という。)を行うことができる。</u></p> <p>(配当金等の除斥期間)</p>	<p><u>に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人の責任 (会計監査人の責任限定契約)</p> <p>第37条 当社は、<u>会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第7章 計 算 (事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。</p> <p>(剰余の配当の基準日)</p> <p>第39条 当社の期末配当の基準日は、<u>毎年3月31日とする。</u></p> <p><u>2.前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</u></p> <p>(中間配当)</p> <p>第40条 当社は、<u>取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる。</u></p> <p>(配当金の除斥期間)</p>
---	--

<p>第31条 <u>利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払の義務を免れる。</u></p>	<p>第41条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。</u></p>
---	---

以上